

< 概要版 >

白石市高齢者応援プラン

高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画

平成21年3月

白石市

1. 計画の策定にあたって

健康で生き生きと住み慣れた地域で自己実現できる高齢者が輝くまちを目指します。

計画策定の背景

平成12年4月に施行された介護保険制度は、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして創設されました。利用者自らが必要な介護サービスを選択して利用することにより、その人の能力に応じて自立した日常生活を営むための支援システムとして国民に広く理解され定着が図られています。ただ、その一方で介護給付の大幅な増加による高齢者の保険料負担の増加、保険者・県・国の財政負担の増加などが課題となっています。

このような状況から、国は平成18年度に介護保険制度・高齢者保健福祉制度の大幅な見直しを行っています。また、健康保険法等の一部を改定し、平成20年4月より「高齢者の医療の確保に関する法律」が施行され、老人保健法が廃止されました。

高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画の実績等を踏まえ総合的に高齢者を支援するため、介護保険サービスをはじめとした各種保健福祉サービスを提供するとともに、市民や事業者が相互に連携し、高齢者が「健康で生き生きと住み慣れた地域で自己実現できる高齢者が輝くまち」を目指します。

2. 高齢者の現状と将来推計

本市では、高齢者の増加がつづいています。特に75歳以上の高齢者が増加していることから介護状態とならないための取り組みを推進する必要があります。

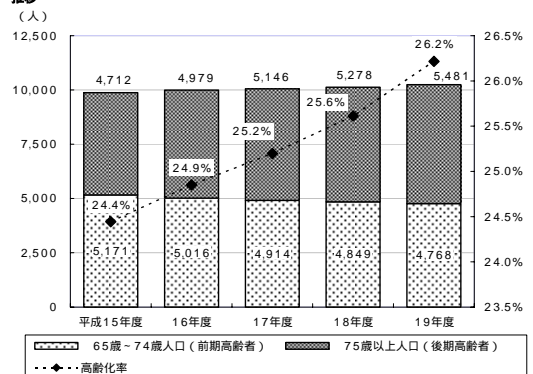
(1) 高齢者人口の推移

本市の高齢者数の推移は、年々増加傾向にあります。

特に75歳以上の後期高齢者が平成15年度の4,712人から平成19年度には769人増加し、5,481人となっています。

逆に65歳から74歳までの前期高齢者は403人減少し、後期高齢者の増加が要因となって高齢者総数は増加しています。

白石市平成15年度から平成19年度の高齢化率の推移

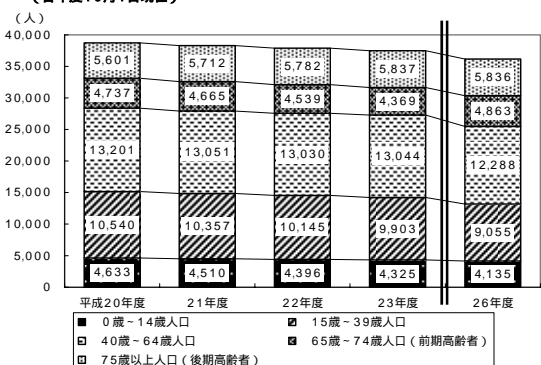


(2) 将来推計

人口推計を行うと、平成27年(2015年)の本市の総人口、高齢者数は右のグラフのようになります。

総人口は年々減少していますが、高齢者人口は増加すると推計されています。また、年少人口は減少を続けると推計されており、少子高齢化が急速に進行すると予測されています。

平成26年までの将来人口推計 (各年度10月1日現在)

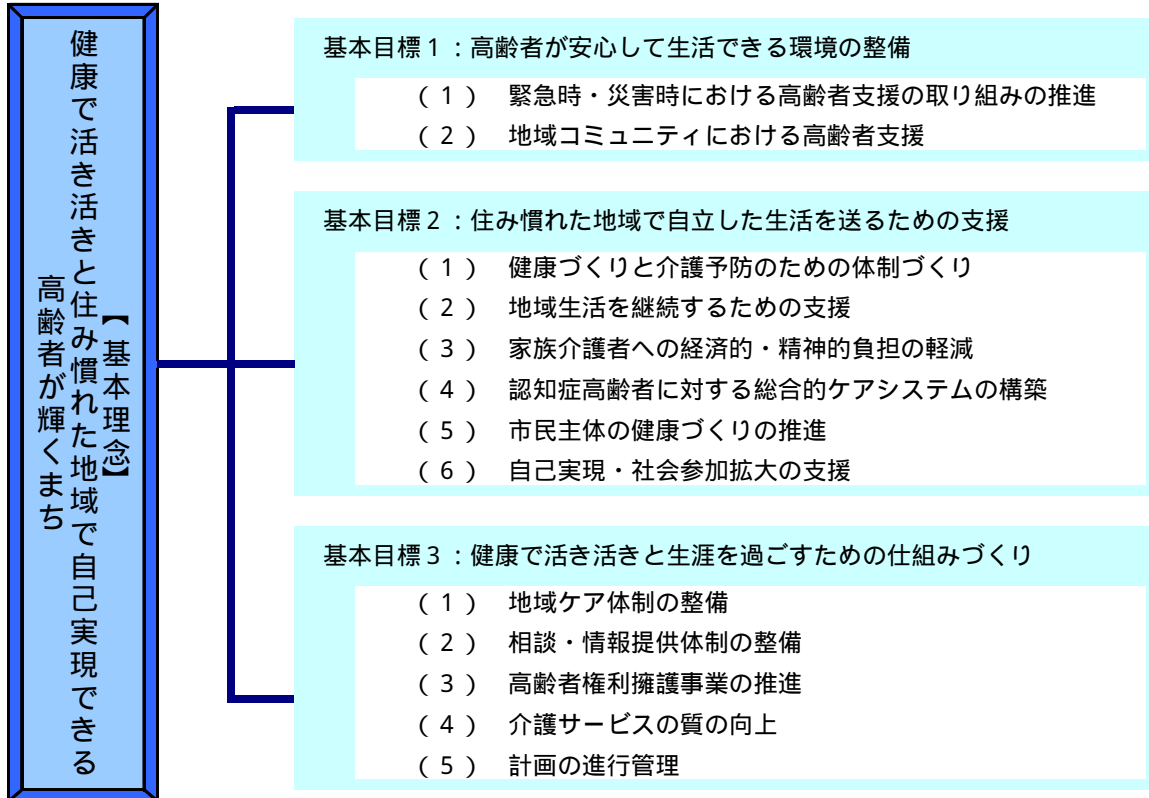


3. 高齢者応援プランの施策体制

介護保険や高齢者保健福祉施策を、下記の体系に基づいて推進します。

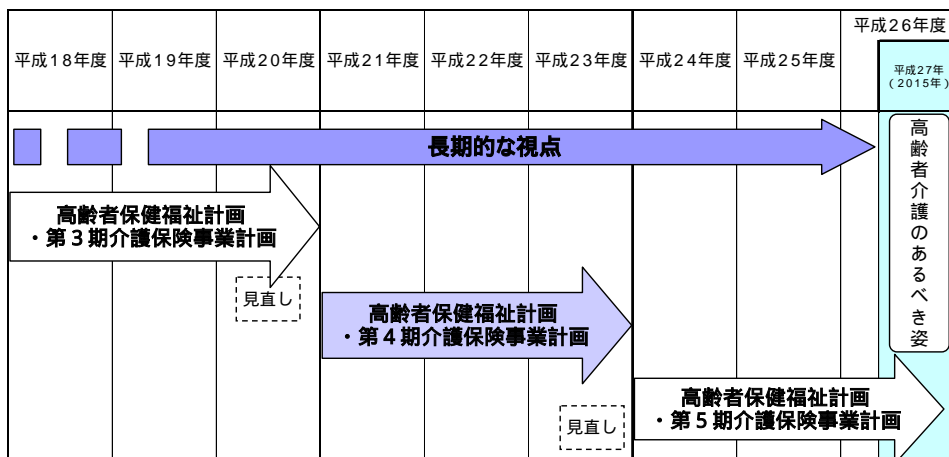
(1) 計画の基本理念

本市では、今後も高齢化が進行すると予測されることから、基本理念に則り3つの基本目標の実現に向けて、必要な施策を体系的に展開します。



(2) 計画期間

介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項により、3年を1期とすることが求められています。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体として策定する高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画も、平成21年度～23年度の3年間の計画として定めるものとします。



4 . 介護予防事業（地域支援事業）

要支援・要介護状態になる可能性のある高齢者には、地域支援事業による介護予防を推進します。

（1）特定高齢者施策

【通所型介護予防事業】

運動器の機能向上事業

高齢者で要支援・要介護になる恐れの高い特定高齢者を対象に、週1回、おおむね3か月間、関節・筋肉の運動（筋力・体力低下予防）柔軟性、平衡感覚をつける運動（動きやすさの改善）などを行い、特定高齢者の運動器の機能向上により健やかな生活を送れるようにするための事業です。

口腔機能向上事業

要支援・要介護になる恐れの高い特定高齢者を対象に、歯科医師による診察、ブラッシング指導、口腔機能向上訓練を概ね6か月間に5回程度実施し、口腔機能の向上を図る事業です。

【訪問型介護予防事業】

栄養改善・口腔機能向上事業

要支援・要介護状態になる恐れの高い特定高齢者で、低栄養状態またはその恐れのある高齢者を対象に、家庭訪問により栄養相談を行う事業です。

要支援・要介護状態になる恐れの高い特定高齢者で、口腔機能が低下しているまたは、その恐れのある高齢者を対象に、家庭訪問による口腔機能の清掃指導、節食、嚥下機能訓練を行う事業です。

閉じこもり・認知症・うつ予防事業

閉じこもり・認知症・うつによる要支援・要介護になる恐れの高い特定高齢者を対象に、家庭訪問による相談・指導を行い、知的能動性の維持を図ることにより、介護予防を推進する事業です。

（2）一般高齢者施策

【介護予防普及啓発事業】

介護予防教室（運動・認知症予防）の実施

一般高齢者を対象に、介護予防プログラムを提供し要介護状態の発生をできる限り予防できるよう支援する事業です。

トレーニングマシン等を利用しての運動教室や脳の刺激となる活動内容を考慮した教育を開催し、高齢者が楽しみながら介護予防に取り組めるよう事業を推進します。また、運動教室終了後も運動習慣の継続が図れるよう介護予防センターの利用開放日を設定し、運動習慣の定着を推進します。

地域への支援事業

介護予防教室を地区と協働で開催し、引きこもりを予防し、仲間づくり・生きがいづくりを推進することにより、地域に根づいた介護予防事業となるよう支援する事業です。

認知症相談（もの忘れ相談）の実施

認知症に関する相談に対し、精神科医による専門相談を実施し、認知症の早期発見・早期対応を図るとともに、家族の不安の軽減に努め、療養を支援する事業です。

（3）包括的支援事業

総合相談・権利擁護

地域の高齢者やその家族などからの総合的な相談対応を行うとともに、必要に応じて高齢者の心身の状況や生活態度を把握するなどして、専門的な支援を行います。また、高齢者の尊厳を保持するため、権利擁護の機関として迅速・適切な対応を行います。

包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者の包括的・継続的ケアマネジメントを担っているケアマネジャーを支援することなどを通して、要介護高齢者やその家族の生活の質の向上を図ります。

介護予防のマネジメント

要支援・要介護になる恐れの高い特定高齢者と要支援1・2の方を対象に、介護予防計画を作成するなど、介護予防マネジメントを行い、効果的かつ効率的な介護予防を推進します。

5 . 介護予防・介護サービス

要支援1・2と認定された方には、住み慣れた地域で継続した生活を営めるよう身体機能の維持を図る介護予防サービスを、要介護1から5と認定された方には、住み慣れた地域で必要な介護サービスを受けながら生活を継続できるよう支援します。

介護予防訪問介護・訪問介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーなどが要介護者の家庭を訪問し、排泄・食事・入浴などの介護、掃除・買い物等の家事、生活や介護等の相談・助言を行います。

介護予防訪問入浴介護・訪問入浴介護

特殊浴槽などを持って要介護者の家庭を訪問し、入浴介護を行います。

介護予防訪問看護・訪問看護

医師の指示により、看護師などが要介護者の家庭を訪問し、療養上の支援や必要な診療の補助などを行います。

介護予防訪問リハビリテーション・訪問リハビリテーション

医師、理学療法士、作業療法士などが、要介護者の家庭を訪問し、心身の機能維持を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法・作業療法等のリハビリテーションを行います。

介護予防居宅療養管理指導・居宅療養管理指導

医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが、要介護者の家庭を訪問し、療養生活を送るために必要な管理および指導を行います。

介護予防通所介護・通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、食事、入浴、機能訓練、送迎などを行うサービスです。

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や病院、診療所などにおいて、機能訓練、食事、入浴、送迎などを行うサービスです。

介護予防短期入所生活介護・短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等を短期間利用し、必要な介護や機能訓練を提供します。

介護予防短期入所療養介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設、介護療養型医療施設などを短期間利用し、医学的管理のもとに、必要な介護や看護、機能訓練を提供します。

介護予防福祉用具貸与・福祉用具貸与

特殊ベッド、車イス、エアーマット、リフト、歩行支援具、徘徊感知用具など、自立を支援するために必要な福祉用具を貸与します。

介護予防特定福祉用具販売・特定福祉用具販売

ポータブルトイレ、特殊尿器、入浴補助具など入浴や排泄のために使う用具の購入費の一部を支給します。

介護予防住宅改修・住宅改修

家庭での階段や廊下、玄関の手摺りの取り付け、浴室、玄関の段差解消など小規模な改修について、その一部の費用を支給します。

介護予防支援・居宅介護支援

要支援・要介護状態となった高齢者本人や家族のサービス利用意向を踏まえつつ、要介護者の状態に合わせた介護予防・介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。

介護予防認知症対応型通所介護・認知症対応型通所介護

認知症の要介護者について、認知症専門のデイサービスセンターやグループホーム等の居間・食堂などの共用スペースにおいて、生活指導、日常生活訓練、健康チェック、入浴、機能訓練などを提供します。

小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供される介護サービスです。

認知症対応型共同生活介護

要介護の認定を受けた認知症高齢者がグループホームで、共同生活を送ることにより、生活感覚の回復や落ち着いた生活が可能となるような支援を行うことを基本に、日常生活上の必要な介護などを提供します。

地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）

定員 30 人未満の特別養護老人ホームにおいて、常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄などの日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助を行います。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要な方に対して、施設サービス計画に基づき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の介護や機能訓練その他必要な援助を行います。

介護老人保健施設（老人保健施設）

施設サービス計画に基づき、看護、介護及び機能訓練、その他日常生活上の援助を行うことにより、在宅生活への復帰を支援する施設です。

介護療養型医療施設

長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、介護および機能訓練その他日常生活上の援助を行う施設です。

特定施設入居者生活介護

指定を受けた特定施設（有料老人ホーム、ケアハウス等）で生活している要介護者に、介護、機能訓練など必要な支援を行います。

6 . 平成 21 年度から平成 23 年度までの保険料

65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料基準額は、月額で 3,300 円、年額で 39,600 円です。

平成 21 年度から平成 23 年度までの介護予防サービス・介護サービスの想定される必要量から、65 歳以上の第 1 号被保険者の介護保険料を算出しました。なお、財政調整基金の取崩を行い、保険料を抑制しました。また、低所得者への配慮として弾力化した保険料を設定しています。

その結果、平成 18 年度から平成 20 年度の介護保険料基準額（月額）が 3,550 円でしたが、平成 21 年度から平成 23 年度までの介護保険料基準額（月額）は、3,300 円になります。

< 65 歳以上の第 1 号被保険者の保険料 >

所得	段階	対象者	基準額	月額	年額
所得	第 1 段階	・老齢福祉年金受給者で、本人及び世帯全員が市民税非課税の人 ・生活保護の受給者	基準額 × 0.50	1,650 円	19,800 円
	第 2 段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.50	1,650 円	19,800 円
	第 3 段階	世帯全員が市民税非課税であつて、第 2 段階以外の人	基準額 × 0.75	2,475 円	29,700 円
	第 4 段階 [年金収入と合計所得金額の合計額が 80 万円以下の者]	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合（本人収入が 80 万円以下）	基準額 × 0.83	2,739 円	32,800 円
	第 4 段階	本人が市民税非課税で、世帯内に市民税課税者がいる場合	基準額 × 1.00	3,300 円	39,600 円
	第 5 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円未満の人	基準額 × 1.25	4,125 円	49,500 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 200 万円以上の人	基準額 × 1.50	4,950 円	59,400 円	

7. 高齢者福祉サービス

白石市では、高齢者福祉サービスの提供により、高齢者が住み慣れた地域で生活を営むための支援を行います。

事業名・内容

高齢者等安心見守り事業

病弱なひとり暮らしの高齢者宅等に緊急通報端末を設置し、緊急通報を受けた受信センターが救急車を手配したり、あらかじめ登録している協力員に駆けつけを要請し安否確認等の必要な手配を図るとともに、さらに24時間間隔で人の動きを感知する安否確認センサーも設置するほか、医療・福祉等に関する無料相談や月1回のお元氣コール等を実施する事業です。地域で支えあう意識の向上、協力員の確保について柔軟な対応を行います。

生きがいデイサービス事業

おおむね65歳以上で要介護認定に該当しない方を対象に、生活指導、レクリエーション・軽スポーツ、趣味・教養活動、送迎、昼食、入浴サービスなどを行う事業です。定期的な外出による閉じこもり防止や人との交流による精神的な安定などを目的に継続して実施します。

自立者支援ホームヘルプサービス事業

おおむね65歳以上で要介護認定に該当しない方を対象に、週3時間を上限として、ホームヘルパーによる買い物・食事の準備・掃除・洗濯などの家事援助サービスを行う事業です。今後も自立した地域生活を支援するために事業を継続して実施します。

自立者支援ショートステイ事業

65歳以上で要介護認定に該当しない方を対象に、一時的に在宅の高齢者の介護などが困難となったとき、月3泊4日を上限として特別養護老人ホームへの入所を行う事業です。今後も緊急時の入所に対応できるように体制を強化していきます。

まごのて郵便事業

75歳以上のひとり暮らし高齢者を対象に、小学生が書いた手紙を通じて、高齢者の孤立感を和らげる事業です。手紙を通して小学生と高齢者の交流の機会が増えるよう、今後も事業の啓発に努めます。

配食サービス事業

おおむね65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯等の方を対象に、月曜日から金曜日まで、自宅へ夕食を配達することにより自立生活を支援する事業です。今後も継続して実施します。

スパッシュランドしろいし入館利用助成事業

満70歳以上の高齢者を対象に、利用割引券を交付して、高齢者の日常生活にゆとりや潤いのある場、交流の場づくりを支援する事業です。今後も事業の周知に努め、利用者の増加を図ります。

高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）への入居者に、入居者が自立して安全で快適な生活が営めるよう生活援助員を派遣し、日常生活上の相談や援助を行う事業です。今後も継続して実施します。

訪問理容サービス事業

要介護3以上の高齢者や高齢者世帯を対象に、訪問理容サービスの提供を行うことにより、高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援する事業です。サービスについて、広報等による周知により利用者の増加を図ります。

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

要介護3以上の高齢者を対象に、寝具類等の洗濯、乾燥及び消毒のサービス提供を行い、高齢者の衛生的で快適な在宅生活を支援する事業です。サービスについて、広報等による周知により利用者の増加を図ります。

高齢者無料バス乗車証等交付事業

70歳以上の高齢者を対象に、ミヤコーバスの無料バス乗車証と乗車券を交付し、高齢者の移動を支援する事業です。高齢者の移動手段を確保する観点から、継続して実施するとともに、事業の周知に努め利用者の増加を図ります。

外出支援サービス利用助成事業

日常生活を営むのに支障がある要介護3以上の在宅高齢者を対象に、タクシー料金の一部を助成することで、日常生活の支援をする事業です。要介護3以上の認定者の移動手段を確保する観点から、継続して実施します。

老人福祉センター利用助成事業

満70歳以上の市民全員に、「ほっときゃっするパス」を交付し、パス提示により薬師の湯ひまわりセンターの日帰り入浴・大広間休憩が無料で利用できる事業です。

「ほっときゃっするパス」の提示により、市民バスも無料で乗車することができます。高齢者の外出機会の創出による閉じこもりの予防を図る観点から、継続して事業を実施します。

高齢者福祉サービスの続き

事業名・内容

家族介護者への支援

家族介護慰労金支給事業

市民税非課税世帯の要介護4・5の高齢者で、介護サービスを1年間利用しないで常時介護している方を対象に、年額10万円を上限として支給します。

家族介護教室の開催

高齢者を介護している家庭の主な介護者を対象に、介護の負担軽減や介護に対する知識・技術についての講習会を開催し、介護についての情報交換を行えるよう交流の場をつくることで、介護にあたっての不安の解消などを推進する事業です。今後も、家族介護力と知識の向上を図る観点から、継続して事業を実施します。

在宅老人等紙おむつ給付事業

在宅で要介護3以上や認知症の高齢者及び重度身体障害者を対象に、紙おむつの給付を行う事業です。今後も、高齢者の在宅生活を経済的に支援する観点から、継続して実施します。

白石市高齢者応援プラン

～高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画～
概要版

平成21年3月

発行/宮城県白石市
編集/民生部長寿課
民生部健康推進課